

子どもの人権って？



子どもの人権とは
「児童の権利に関する条約」において子どもの権利として定めているものをいいます。

世界中のすべての子どもたちが基本的人権と人間の尊厳を持つことを願って、1989年に国際連合で採択された国際条約
日本は1994年に確認し同意しました。

生まれたときから、すべての子どもがもっている次のような権利を言います。

性別や国のちがいが、障害があるかないかなどで差別されないこと	教育が受けられること
あらゆる虐待、暴力などから守られること	心やからだを休ませることや、年齢にふさわしい遊びができること 文化・芸術活動などに参加できること
病気や、けがをしたときに、治療が受けられること	自分にかかわることについて自由に意見が言えること 意見は年齢や成長に応じて考慮されること
心やからだの健やかな成長に必要な生活を送ることができること	いろいろな情報や考えを自由に伝えたり得たりできること (社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけるはけません)
障害のある子どもは、特に守られること	他の人たちとグループを自由につくったり、参加したりできること (社会のルールを守り、他の人に迷惑をかけるはけません)
プライバシーが守られること、他の人から誇りが傷つけられないこと	
考えることや信じることに自由があること	など

子どもの権利

子ども固有の権利

(例) 虐待等からの保護・その他子どもの福祉を害する行為等からの保護

大人と同様の権利

(例) 生存権・意見表明権・表現の自由・思想・良心の自由・プライバシーの保護



自分に権利があるのと同じように、他の人にも権利があります。

自分がされていやなことは、他の人もいやなことではないでしょうか？

みんなが幸せになるために、お互いの権利を大切に、社会のルールを守ることが必要です。

尼崎市 子どもの育ち支援条例 (概要版)

平成21年12月18日公布・施行



近年、子どもの育ちに関して、次のような課題があります。

子育てに不安や負担を感じる家庭が増え、家族の子育てを支える地域の力も弱くなっている。

子どもの豊かな人間性や社会性などをはぐくむ機会が地域の中で減っている。

児童虐待やいじめ、不登校、非行などの要因が複雑になっている。

このような課題に、尼崎市全体で取り組んでいくための条例をつくりました。私たちができることを一緒に考え、取り組んでいきましょう。

条例の前文

子どもは、未来への希望であり、私たちのまちの宝です。すべての子どもの健やかな育ちは、すべての市民の幸せな暮らしへとつながります。子どもは、生まれたときから、学びながら育つ力を持ち、将来への可能性が開かれています。

「子どもが健やかに育つ状態」を示しています。

「社会の中での自分と他者との権利関係のあるべき姿」を示しています。

「大人が子どもにかかわる時に大切なこと」を示しています。

「社会全体で育ちを支える方向のための2つの方向性」を示しています。

「条例の決意」を示しています。

子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参加する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々とかかわりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にすること、他者を尊重する心、規範意識等がはぐくまれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。

人々が共に暮らす社会では、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、一人一人の人権が尊重されなければならない。互いに他者の人権を尊重し合うとともに、社会の決まりを守り、協力して心豊かな社会をつくることが求められます。そして、子どもには、これらのことを学ぶ機会が与えられなければなりません。

大人が子どもにかかわるときは、子ども一人一人が尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合っており、信頼関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるように育てる責任があります。私たちのまちのすべての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、すべての市民の願いです。

そのために、すべての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を整えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません。

ここに、私たちは、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

電話相談窓口

家族との関係・子どもの虐待・非行などに関して こども家庭相談 (尼崎市家庭児童相談室)	06-6489-6921	月~金 (祝日除く)	9時~17時30分
子どもの虐待に関して 児童虐待防止24時間ホットライン (兵庫県児童相談所)	0798-74-9119		
いじめ・不登校などに関して 教育相談 (尼崎市教育委員会)	06-6429-7564	月~金 (祝日除く)	9時~17時30分
いじめ・学校生活・友達との関係などに関して 24時間いじめ相談ダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310		
こどもの人権に関して 子どもの人権110番 (法務省)	0120-007-110	月~金 (祝日除く)	8時30分~17時15分

心配なこと、困っていることがあれば、一緒に考えてくれる人がいます。相談してみましょう。



「尼崎市子どもの育ち支援条例」の詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/si_kangae/kodomo_sesaku/046kodomojourei/index.html
もしくはトップ画面で「尼崎市子どもの育ち支援条例」と入力し、検索して下さい。

尼崎市こども青少年局本部事務局 こども政策課
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号
電話番号 06-6489-6341 ファックス06-6489-6373
Eメール ama-kodomoseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市子どもの育ち支援条例

～目的：すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す～

子ども

この条例の対象となる子どもとは、18歳になった最初の3月31日までの人で、市内に住んでいるか、子ども施設に在籍しているか市内で働いている人をいいます。



基本理念

子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを社会全体で支えます。

子どもにとって最もよいことを判断する必要があります。

子どもにとっての最善の利益を考える

子どもの主体性をはぐくむ

大人が協力して子どもが健やかに育つ環境をつくる

福祉、保健、教育分野などが連携する

大人の役割

子どもの主体性のはぐくみ

基本理念を実現するために、大人の役割を定めています。

基本理念を実現するためには、子どもの主体性を育むことが大切です。

保護者

子どもがほっとするような家庭をつくり、子どもとしっかり向き合います
保護者に「子どもの育ちを支える」第一義的な責任があります

地域住民

・子どもが安心して暮らせるまちをつくります
・保護者の子育てを応援します

みんなで子どもの育ちを支えます



子ども施設 (保育所・幼稚園・学校など)

・子どもの成長に合わせて、考える力などを育てます
・虐待やいじめなどで悩んでいる子どもを支えます

事業者

地域で子どもを育てる活動や、子どもが参加するまちの行事に協力します

尼崎市
福祉分野 青少年育成分野
保健分野 教育分野 その他

できることからやってみよう！

●子どもが努力すること●

- ・他の人を大切にして、思いやりの心を持ちましょう。
- ・社会のルールを守りましょう。
- ・さまざまな人とのかかわりを大切にして、自分で考え行動する力を高めましょう。

条例では大人だけでなく「子どもが努力すること」を定めています。

●大人の責務●

子どもの人格を尊重して子どもの声を聴いて社会的な自立に向けた学びや行動を支えます。

基本理念を実現していくための具体的な取組が定められているのが、この条例の特徴です。

尼崎市の具体的な取組

子どもの育ちを支える仕組み

子どもに関する施策の策定・推進

推進計画をつくり、子どもが健やかに育つための取組を総合的に進めます。

地域の子育て力の向上

地域で子どもを育てる活動などが活発になり、地域の人がつながっていけるように支援します。

H22年度より
子育てコミュニティソーシャルワークの実施
(専門員2名配置)

要支援の子どもの支援

虐待やいじめ、不登校、非行などの支援が必要な子どもを専門機関が連携して支援します。

H22年度より
スクールソーシャルワークの実施
(専門員6名配置)

今の子どもの育ちは、10年後、20年後の

尼崎市のまちづくりにつながっています。

子どもたちの未来を見据えた第一歩を

踏み出しましょう。

